○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　雑則（第六十四条―第七十条）	第四章　雑則（第六十四条―第六十九条）
附則	附則
（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）	（映像と音声の送受信による通話の方法による調停委員の関与）
第十四条の二　調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、調停の手続に関与させることができる。	**第十四条の二**　調停委員会は、相当と認めるときは、調停の手続を行う場所と異なる場所に所在する調停委員（調停委員長を除く。）を、各調停委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続に関与させることができる。
2　前項の手続を行つたときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。	2　前項の手続を行ったときは、その旨を調停の調書に記載しなければならない。
（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）	（映像と音声の送受信による通話の方法等による当事者の出頭）
第十五条の二　調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、調停の手続を行うことができる。	**第十五条の二**　調停委員会（第十四条の二第一項の規定により手続に関与する調停委員を含む。以下この条において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、調停委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。ただし、調停委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調停の手続を行うことができる。
［2　略］	［2　同上］
3　第一項に規定する方法によつて調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。	3　第一項に規定する方法によって調停の手続を行うときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。
［一　略］	［一　同上］
二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。	二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。	4　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停の調書に記載しなければならない。